

令和 6 年度

北九州市学校事故等有識者会議

資料

令和6年度学校事故等有識者会議資料

【議題Ⅰ】

本市における
学校事故等への対応について

【議題1】本市における学校事故等への対応について

(1) 熱中症事故防止対策

◇ ガイドラインに基づいた対応

令和5年度

『北九州市学校における熱中症対策ガイドライン』策定

→ 暑さ指数(WBGT)の基準に沿って、活動の可否・活動内容を判断

暑さ指数(℃) (WBGT)	湿球温度	乾球温度	暑さ指数に応じた学校の対応 ※ 活動場所の暑さ指数を測定して判断する。
35 以上	熱中症特別警戒アラート発令(都道府県内の全ての観測地点で35以上の場合) 活動・イベント中止、外出避ける		
33 以上	熱中症警戒アラート発令(都道府県内の観測地点1か所でも33に達する場合) 活動中止 ※本市独自の対応については3-4を参照		
31 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	危険(活動を原則中止) 特別の場合以外は屋外での活動・運動を中止する。
28~31	24~ 27℃	31~ 35℃	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高い。 激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに日陰で休憩を取り水分・塩分補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止する。
25~28	21~ 24℃	28~ 31℃	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増す。積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動時は日陰で30分おきに休憩を取る。
21~25	18~ 21℃	24~ 28℃	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に休憩し、水分・塩分を補給する。
21 以下	18℃ 以下	24℃ 以下	ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さい。適宜水分・塩分の補給は必要。 マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

令和5年9月~ 一部改正(令和6年度より本格運用)



※ 北九州市独自の活動基準を別途定める

<北九州市独自の活動判断基準>

[環境省が発表する暑さ指数(WBGT)]

* 当日朝の予測値が33以上となった場合

⇒ 空調設備のない場所での活動について「一斉中止」

【一斉中止の内容】

- 体育の授業(運動を伴う学習)の中止(運動系のクラブ活動も含む)
- 部活動の活動(運動を伴う活動)の中止(空調設備がある場所は除く)
- 空調設備のない場所での活動の中止(特別教室での授業、文化系部活動等)
- 休み時間の運動を伴う遊びの中止(外遊びやクラブ活動の練習等)

《令和6年度の状況と今後の課題》

《北九州市内における暑さ指数(WBGT)の状況（7月～9月）》

⇒資料1

<一斉中止の判断基準>

・北九州市内の観測地点〔八幡〕での予測値が33以上となった日数…**12日**

<原則活動中止の判断基準>

・北九州市内の観測地点〔八幡〕での実測値が31以上となった日数…**58日**



《北九州市立学校における熱中症による救急搬送人数（5月～9月）》

⇒資料2

5月…3人、6月…2人、7月…**10人**、8月…**0人**、9月…**2人**

暑さ指数(WBGT)に
基づいた活動判断

どのようにして
両立を図っていくか

体育の授業や部活動など
の活動時間の確保

◇ 取組の成果（□）と課題（■）

- 『北九州市学校における熱中症対策ガイドライン』に示された基準に沿った対応が浸透・定着してきている。
- 運動会等のプログラムの精選や時期の変更など、各学校で熱中症事故防止のための対策や工夫が行われてきている。
- 暑さ指数への対応基準を事前に保護者に周知することで、学校と家庭とが共通認識のもとに対応を進めることができるようになった。 ⇒資料3
- 熱中症による救急搬送の人数が減少した。（前年度比：－27％）
- 熱中症による救急搬送の多くが部活動中の発症であり、夏季休業期間（夏休み）に集中する傾向がある。新ルール（33以上⇒中止）の適用により事故件数は減少したが、夏季大会前の練習時間が確保できないなどの課題もある。“事故防止”と“子どもたちの活動機会の確保”の両方の視点から、基準の見直し、取組の改善を図っていく必要がある。

◇ 熱中症事故防止に関わる通知等一覧〔令和6年度発出分〕

	通知・事務連絡文	関 連
R6.5.9	「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン」（改訂版）の送付について（通知）	（別添1）
R6.5.20	学校・園 における 健康・安全対策 の徹底について（通知）	
R6.5.30	学校教育活動等における熱中症事故の防止について（通知）	
R6.6.11	熱中症事故防止に向けた情報収集及び情報提供体制の確立について	
R6.7.1	熱中症事故防止に向けた北九州市立学校における取組の保護者等への周知について	（資料3）
R6.8.26	休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）	
R6.9.27	学校における自動販売機の新規および継続設置の申し込みについて（通知）	

熱中症事故防止に向けた本市の取組

令和5年度～
『北九州市学校における熱中症対策ガイドライン』

暑さ指数(WBGT)に応じた運動や各種行事の判断基準を定めて対応

暑さ指数(WBGT)	湿球温度	乾球温度	暑さ指数に応じた学校の対応 ※活動場所の暑さ指数を測定して判断する。
35以上			熱中症特別警戒アラート発令(都道府県内の全ての観測地点で35以上の場合) 活動・イベント中止、外出避ける
33以上			熱中症警戒アラート発令(都道府県内の観測地点1か所でも33に達する場合) 活動中止 ※本市独自の対応については3-4を参照
31以上	27℃以上	35℃以上	危険(活動を原則中止) 特別の場合以外は屋外での活動・運動を中止する。
28～31	24～27℃	31～35℃	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高い。 激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに日陰で休憩を取り水分・塩分補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止する。
25～28	21～24℃	28～31℃	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増す。積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動時は日陰で30分おきに休憩を取る。
21～25	18～21℃	24～28℃	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に休憩し、水分・塩分を補給する。
21以下	18℃以下	24℃以下	ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さい。適宜水分・塩分の補給は必要。マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するの注意。

令和5年9月～
一部改正

＜北九州市独自の活動判断基準＞
環境省が発表する暑さ指数(WBGT)の、当日朝の予測値が33以上となった場合、空調設備のない場所での下記の活動について「一斉中止」とする。

【一斉中止の内容】

- 体育の授業(運動を伴う学習)の中止(運動系のクラブ活動も含む)
- 部活動の活動(運動を伴う活動)の中止(空調設備がある場所を除く)
- 空調設備のない場所での活動の中止(特別教室での授業、文化系部活動等)
- 休み時間の運動を伴う遊びの中止(外遊びやクラブ活動の練習等)

《令和6年度における実態と今後の課題》

《北九州市内における暑さ指数(WBGT)の状況(7月～9月)》

＜一斉中止の判断基準＞

・北九州市内の観測地点「八幡」での予測値が33以上となった日数…**12日**

＜原則活動中止の判断基準＞

・北九州市内の観測地点「八幡」での実測値が31以上となった日数…**58日**



《北九州市立学校における熱中症による救急搬送人数(5月～9月)》

5月…3人、6月…2人、7月…**10人**、8月…**0人**、9月…**2人**

・暑さ指数(WBGT)に基づいた活動判断

どのようにして両立を図っていくか

・体育の授業や部活動などの活動時間の確保

R 6 北九州市内の観測地点〔八幡〕の暑さ指数（WBGT）の状況

◇7月～9月

* 北九州市内の観測地点〔八幡〕での 予測値が33以上となった日数・・・12日

〈全市一斉で活動中止とした日〉

* 北九州市内の観測地点〔八幡〕での実測値が31以上となった日数・・・58日

〈該当校（時間帯）において活動中止とした日〉

7 月				8 月				9 月			
	33 以上 の 日	31 以上 の 日	市立学校において 熱中症疑いによる 救急搬送があった日		33 以上 の 日	31 以上 の 日	市立学校において 熱中症疑いによる 救急搬送があった日		33 以上 の 日	31 以上 の 日	市立学校において 熱中症疑いによる 救急搬送があった日
1日				1日	○	○		1日			
2日		○	○	2日	○	○		2日			
3日		○	○	3日	○	○		3日			
4日				4日	○	○		4日			
5日		○		5日	○	○		5日			
6日		○		6日		○		6日			
7日		○	○	7日		○		7日		○	
8日		○		8日		○		8日		○	
9日		○	○	9日		○		9日			
10日				10日		○		10日		○	
11日				11日		○		11日		○	
12日				12日		○		12日		○	○
13日				13日		○		13日		○	
14日				14日		○		14日		○	
15日				15日	○	○		15日		○	
16日				16日		○		16日		○	
17日		○		17日				17日		○	
18日		○	○	18日		○		18日	○		
19日		○		19日		○		19日		○	
20日		○		20日		○		20日		○	○
21日		○		21日		○		21日			
22日		○	○	22日	○	○		22日			
23日		○		23日	○	○		23日			
24日		○		24日		○		24日			
25日	○	○		25日		○		25日			
26日		○	○	26日				26日			
27日	○	○		27日				27日			
28日	○	○		28日				28日			
29日		○		29日				29日			
30日		○		30日				30日			
31日		○		31日				31日			

熱中症による救急搬送人数の状況（R 5 ・ R 6 比較）

救急搬送人数

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	合計
R 5	2	5	6	5	4	1	23
R 6	3	2	10	0	2	0	17

熱中症の発症状況（詳細）

【R 5 年度】

件数	日時		校種	場所	活動状況		【八幡】 予測値
1	5月8日	12:30	中学校	運動場	部活動	陸上練習終了後	—
2	5月18日	12:30	小学校	体育館	体育大会	ダンス練習後	—
3	6月	14:35	小学校	体育館	体育	体力テスト（シャトルランあり）	—
4	6月5日	午後	中学校	体育館	部活動	バレー練習試合後	—
5	6月15日	12:50	小学校	体育館	体育	体力テスト（シャトルランあり）	—
6	6月20日	18:30	中学校	運動場	部活動	陸上部練習中	—
7	6月22日	17:00	中学校	運動場	部活動	ソフトボール部練習中	—
8	7月	17:20	中学校	体育館	部活動	女子バスケ部練習中	—
9	7月11日	不明	中学校	運動場	部活動	陸上部練習中	—
10	7月15日	12:00	中学校	運動場	部活動	ソフトテニス試合終了後	—
11	7月16日	11:30	中学校	柔道場	部活動	柔道試合終了後	—
12	7月21日	14:30	中学校	運動場	部活動	ソフトテニス試合終了後	—
13	7月27日	午前	中学校	運動場	部活動	サッカー部練習中	—
14	8月	15:55	中学校	体育館	部活動	バレー部練習中	—
15	8月3日	午前	中学校	体育館	部活動	バレー部練習中	—
16	8月28日	13:35	中学校	運動場	部活動	サッカー部練習中	—
17	8月28日	15:00	中学校	体育館	部活動	バスケ部試合中	—
18	8月29日	14:10	中学校	教室	授業中	テスト	—
19	9月1日	15:00	中学校	運動場	部活動	野球部試合	—
20	9月11日	不明	中学校	運動場	部活動	野球部練習試合中	—
21	9月12日	12:45	中学校	運動場	体育	体育大会練習中	—
22	9月25日	4校時	中学校	運動場	体育	体育大会練習中	—
23	10月23日	15:40	小学校	運動場	体育	体育大会練習後	—

【R 6 年度】

件数	日時		校種	場所	活動状況		【八幡】 の予測値
1	5月21日	18:00	中学校	運動場	部活動	ソフトテニス部練習後	24
2	5月22日	15:30	中学校	運動場	体育	全員リレー練習後	23
3	5月30日	11:50	中学校	運動場	体育	体育大会練習後	23
4	6月14日	17:00	中学校	体育館	部活動	バスケ部練習中	28
5	6月28日	6校時	小学校	音楽室	クラブ活動	音楽クラブ活動中	26
6	7月2日	17:30	中学校	庭球場	部活動	中体連テニス試合中	30
7	7月3日	18:00	中学校	体育館	部活動	バスケ部練習中	31
8	7月7日	15:30	中学校	体育館	部活動	卓球部（区内大会）	31
9	7月7日	15:30	中学校	体育館	部活動	卓球部（区内大会）	31
10	7月7日	11:20	中学校	運動場	部活動	サッカー試合中	31
11	7月9日	12:00	中学校	教室	給食	2校時水泳学習後	31
12	7月9日	17:30	中学校	運動場	部活動	バスケ部（外周）終了後	31
13	7月18日	17:40	中学校	運動場	部活動	陸上部練習中	31
14	7月22日	11:00	中学校	運動場	部活動	サッカー部練習中	31
15	7月26日	13:00	中学校	運動場	部活動	ソフトテニス部練習試合後	32
16	9月12日	11:15	小学校	体育館	授業中	外国の遊びを体験する活動中	32
17	9月20日	9:45	小学校	運動場	体育後	50m走合計 3 本実施後	32

令和 6 年 7 月 吉日

保護者各位

北九州市教育委員会

熱中症事故防止に向けた北九州市立学校における取組について

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、北九州市立学校におきましては、「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン」に基づいて熱中症事故防止に努めております。さらに昨年 9 月より、下記の取組を新たに始めました。

つきましては、熱中症事故防止に向けた本市の取組についてご理解・ご協力を賜りますとともに、各家庭におかれましても、お子さまの体調管理や適切な水分補給など、熱中症予防に向けた対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

◇ 全市一斉に中止とする場合

環境省から毎日午前 7 時に発表される、市内の観測地点(八幡)の暑さ指数(WBGT)の予測値が 33 以上の場合、以下の活動を中止とします。

活動中止となる主な内容

- 体育の授業(運動を伴う学習)の中止(運動系のクラブ活動も含む)
 - 部活動の活動(運動を伴う活動)の中止(空調設備がある場所は除く)
 - 空調設備のない場所での活動の中止(特別教室での授業、文化系部活動等)
 - 休み時間の運動を伴う遊びの中止(外遊びやクラブ活動の練習等)
- <部活動の大会は、一律中止とはせず、大会主催者の判断を踏まえて決定する>
<宿泊学習、校外学習(遠足や社会科見学等)は、その場所の暑さ指数等の状況を見て、校長・園長が判断する>

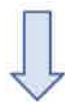
※ これに該当する日においては、各学校・幼稚園から保護者に、teturu 等を活用してご連絡を致します。

※ 学校からの連絡を受け取った際は、お子さまに限らず、ご家族や近所の方等へお声掛けいただき、熱中症予防に向けた対策にご協力をお願いします。

本件に関する問い合わせ
連絡先 北九州市教育委員会生徒指導課
TEL 582-2369

(2)市立学校・幼稚園における荒天時の対応

令和5年8月（令和6年2月一部改正） 荒天時における休校等の判断基準を策定



基準に従い、荒天（台風・大雨・降雪）時の

・判断基準〔休校・登下校時刻の変更〕

・判断主体〔教育委員会・学校〕

を明確化

⇒資料4

天候	判断基準	判断者	対応内容	判断時刻	
台風	北九州地方が「暴風域」「強風域」に入る見込みの場合（気象庁）	教育委員会	全市 一斉休校		
	「暴風域」「強風域」に入る可能性は低いが、「暴風警報」の発令が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校		
	下校時に北九州地方が「強風域」に入る見込みの場合（気象庁）		下校時刻 変更		
天候	判断基準	判断者	対応内容		
大雨	北九州地方に「大雨特別警報」が発表される（気象庁）	教育委員会	全市 一斉休校		
	北九州地方に「顕著な大雨に関する気象情報」（線状降水帯の発生）が発表される（気象庁）				
	北九州市で「警戒レベル4【避難指示】」が発令される（危機管理室）				
	北九州地方の広範囲に「土砂災害警戒情報」が発表され、翌日も大雨警報・洪水警報の発表が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校		
	北九州地方に「土砂災害警戒情報」が発表される（気象庁）	各学校 ※特に土砂災害警戒区域に立地する学校	休校 または 登校時刻 変更		
	北九州地方に大雨警報・洪水警報が発表される（気象庁）	各学校	登校時刻 変更		
	登校時刻に局地的な大雨が降ることが見込まれる場合（気象庁）		下校時刻 変更		
天候	判断基準	判断者	対応内容		
降雪	北九州市の平野部の広範囲に積雪があり、スクールバスの運行や給食の配送等に支障をきたすことが見込まれる場合	教育委員会	全市 一斉休校		
	北九州市の平野部にも積雪が見込まれる場合 登校時刻に路面凍結の可能性が高い場合 大雪警報や暴風雪警報の発令が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校 ★（注2）		
		校区内の広範囲に積雪が見られ、幼児児童生徒の登校において安全が十分に確保できない場合。また、凍結等の理由で教育活動の実施が困難な場合	各学校	休校 または 登校時刻 変更	



【保護者等にも判断基準を周知（通知・HP）】

⇒資料5

* 一斉休校の判断基準を保護者等に示し、

荒天時の対応について、家庭でも早めの準備を依頼

（※商工会議所を通じて企業等へも協力を依頼）

《令和6年度の対応状況》

⇒資料6

【教育委員会による判断】

- 一斉休校（全校種）・・・・・・・・・・・・・・ 4日
- 一斉休校（特別支援学校のみ）・・・・・・ 2日

【各学校による判断】

- 休 校・・・・・・・・・・・・・・ 4日
- 登下校時刻の変更・・・・・・・・・・・・・・ 5日
- 学校行事、部活動等中止・・・・・・・・・・・・ 1日

◇ 取組の成果（□）と課題（■）

- 荒天時における対応について、“だれが（教育委員会・学校）”、“どのような（休校・時間変更）”判断をするのかを明確にし、保護者に周知するとともに、企業へも協力要請したことで、事前に休校を想定した対応の準備（勤務の調整・送迎の分担等）するための時間を提供することができた。
- 荒天時の各学校の判断状況をネットワーク上（Microsoft Teams）で共有し、全校の管理職がリアルタイムで確認できるようにしたことで、近隣の学校との連携、教育委員会への報告等をスムーズに行うことができるようになった。
- “だれが”“どのように”に加え、“いつ（までに）”も明確にし、より早い判断を実現したいが、急激な天候の変化（特に大雨時）への対応は難しく（R5：線状降水帯の発生により、全市一斉の通知後に判断を変更せざるを得ない状況となり、混乱を招いた）、今後の課題となっている。

◇ 荒天時の対応に関わる通知等一覧〔令和6年度発出分〕

発出日	通知・事務連絡文	関 連
R6.4.11	Teams を活用した災害時情報共有について（通知）	
R6.6.7	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について（依頼）	
R6.8.20	「荒天時の全市一斉休校措置の基準」の周知について（依頼）	（資料5）
R6.10.21	雷による事故や、竜巻等突風、ゲリラ豪雨等被害の予防について（通知）	
R6.12.13	降積雪期における防災態勢の強化等について（依頼）	

● 令和6年度 北九州市立学校における大雨、台風、降雪等の荒天時の対応一覧

資料6

荒天時の対応に関する本市の取組

令和5年8月～（令和6年2月一部改正）

台風、大雨等による荒天時における学校の対応
に関する一斉休校の判断基準を制定

教育委員会は基準に従って「一斉休校」
の判断のみ行い、それ以外の状況では
学校ごとに判断する

令和6年度 荒天時の対応一覧

＜教育委員会による判断＞

- 【一斉休校】・・・・・・・・・4日
- 【特別支援学校一斉休校】・・・・・・2日

＜学校ごと判断＞

- 【学校判断による休校】・・・・・・4日
- 【学校判断による登下校時刻変更】・・・5日
- 【学校行事、部活動等中止】・・・・・・1日

《取組の成果□と課題□》

□ 荒天時において、“だれが”“どのような”判断をするのかを明確にし、保護者に周知するとともに、企業へも協力要請したことで、事前に休校を想定した対応準備のための時間を提供することができた。

■ “いつ（までに）”も明確にし、より早い判断を実現したが、急激な天候の変化（特に大雨時）への対応は難しく、今後の課題となっている

天候	判断基準	判断者	対応内容	判断時刻
台風	北九州市が「暴風域」「強風域」に入る見込みの場合（気象庁）	教育委員会	全市 一斉休校	
	「暴風域」「強風域」に入る可能性は低いが、「暴風警報」の発令が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校	
	下校時に北九州市が「強風域」に入る見込みの場合（気象庁）		下校時刻 変更	
大雨	判断基準	判断者	対応内容	判断時刻
	北九州市が「大雨特別警報」が発表される（気象庁）	教育委員会		
	北九州市が「顕著な大雨に関する気象情報」（解状降水警報の発生）が発表される（気象庁）		全市 一斉休校	
	北九州市で「警戒レベル4【避難指示】」が発令される（危機管理室）			
	北九州市の広範囲に「土砂災害警戒情報」が発表され、翌日も大雨警報・洪水警報が発表される場合（気象庁）		特支学校 一斉休校	
	北九州市が「土砂災害警戒情報」が発表される（気象庁）	各学校 ※特に土砂災害警戒区域に立地する学校	休校 または 登校時刻 変更	
	北九州市が大雨警報・洪水警報が発表される（気象庁）			
	登校時刻に局地的な大雨が降ることが見込まれる場合（気象庁）		登校時刻 変更	
	下校時刻に局地的な大雨が降ることが見込まれる場合（気象庁）		下校時刻 変更	
降雪	判断基準	判断者	対応内容	判断時刻
	北九州市の平野部の広範囲に積雪があり、スクールバスの運行や給食の配送等に支障をきたすことが見込まれる場合	教育委員会	全市 一斉休校	
	北九州市の平野部に積雪が見込まれる場合 登校時刻に路面凍結の可能性が高い場合 大雪警報や暴風雪警報の発令が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校 ★（注2）	
	校区内の広範囲に積雪が見られ、幼児児童生徒の登校において安全が十分に確保できない場合。また、凍結等の理由で教育活動の実施が困難な場合		休校 または 登校時刻 変更	

台風、大雨等による荒天時における学校の対応について（令和6年2月改定）

資料4

天候	判断基準	判断者	対応内容	判断時刻
台風	北九州地方が「暴風域」「強風域」に入る見込みの場合（気象庁）	教育委員会	全市 一斉休校	
	「暴風域」「強風域」に入る可能性は低い、「暴風警報」の発令が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校	
	下校時に北九州地方が「強風域」に入る見込みの場合（気象庁）		下校時刻 変更	
天候	判断基準	判断者	対応内容	
大雨	北九州地方に「大雨特別警報」が発表される（気象庁）	教育委員会	全市 一斉休校	
	北九州地方に「顕著な大雨に関する気象情報」（線状降水帯の発生）が発表される（気象庁）			
	北九州市で「警戒レベル4【避難指示】」が発令される（危機管理室）			
	北九州地方の広範囲に「土砂災害警戒情報」が発表され、翌日も大雨警報・洪水警報の発表が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校	
	北九州地方に「土砂災害警戒情報」が発表される（気象庁）	各学校 ※特に土砂災害警戒区域に立地する学校	休校 または 登校時刻 変更	
	北九州地方に大雨警報・洪水警報が発表される（気象庁）	各学校	登校時刻 変更	
	登校時刻に局地的な大雨が降ることが見込まれる場合（気象庁）		下校時刻 変更	
	下校時刻に局地的な大雨が降ることが見込まれる場合（気象庁）			
天候	判断基準	判断者	対応内容	
降雪	北九州市の平野部の広範囲に積雪があり、スクールバスの運行や給食の配送等に支障をきたすことが見込まれる場合	教育委員会	全市 一斉休校	
	北九州市の平野部にも積雪が見込まれる場合 登校時刻に路面凍結の可能性が高い場合 大雪警報や暴風雪警報の発令が見込まれる場合（気象庁）		特支学校 一斉休校 ★(注2)	
	校区内の広範囲に積雪が見られ、幼児児童生徒の登校において安全が十分に確保できない場合。また、凍結等の理由で教育活動の実施が困難な場合	各学校	休校 または 登校時刻 変更	

★(注1) 保護者への連絡は、当日の午前7時までにメール配信を完了すること。

※ 想定外の状況が発生した場合は、上記の内容とは異なる対応をとることもある。

※ 特に、山間部の学校や警戒区域に位置する学校、バス等を利用して通学する児童生徒がいる学校・園については、特別支援学校への措置を参考に判断する。

★(注2) 大雪への対応においては、合馬小・すがお小・河内小は特別支援学校の措置に準ずる。

※ 学校・園の判断で休校の措置をとる場合は、学校保健課に連絡すること。特別支援学校が休校の措置をとる場合は、学校保健課および特別支援教育課・学事課にも連絡すること。（北九州中央高等学園は学校保健課および特別支援教育課のみ）

令和 6 年 8 月

北九州市立学校

保護者 様

荒天時の全市一斉休校措置の基準について

北九州市教育委員会

日頃より、本市の学校教育にご理解・ご支援を賜り感謝申し上げます。

近年、自然災害の激甚化や天候の急変が増加しています。教育委員会では、大雨、台風、大雪等の際には、子どもたちの安全を最優先に考え、以下の判断基準をもとに、全市一斉休校の判断・措置を行っています。

今後も台風接近や大雪等が想定されます。教育委員会が定める全市一斉休校の判断基準をお知らせしますので、ご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

天候	判 断 基 準	発令・情報元
台風	北九州地方が「暴風域」「強風域」に入る見込みの場合	気象庁
大雨	北九州地方に「大雨特別警報」が発表された場合	
	北九州地方に「顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯の発生）」が発表された場合	
	北九州市で「警戒レベル4（避難指示）※1」が発令された場合	北九州市
大雪	北九州市の広範囲に降雪があり、スクールバスの運行や給食の配送等に支障をきたすことが見込まれる場合	気象庁

※1 気象庁が発令する「レベル4（土砂災害警戒情報等）」とは異なりますので、ご注意ください。

◇ この他、学校の立地条件や環境状況を踏まえ、各学校独自で登校時刻の変更や休校措置をとることがあります。

お問合せ先
教育委員会生徒指導課
5 8 2 - 2 3 6 9

令和 6 年度 北九州市立学校における大雨、台風、降雪等の荒天時の対応一覧

【一斉休校】・・・4 日

- ・ 令和 6 年 7 月 11 日（木）＜大雨＞
- ・ 8 月 29 日（木）＜台風＞
- ・ 8 月 30 日（金）＜台風＞
- ・ 令和 7 年 1 月 10 日（金）＜大雪＞

【特別支援学校一斉休校】・・・2 日

- ・ 令和 6 年 6 月 28 日（金）＜大雨＞
- ・ 7 月 1 日（月）＜大雨＞

【学校判断による休校】・・・4 日

- ・ 令和 6 年 6 月 28 日（金）＜大雨＞〔小 4 校、中 1 校、高 1 校〕
- ・ 7 月 1 日（月）＜大雨＞〔幼 4 園、小 91 校、中 44 校、特 8 校、高 1 校〕
- ・ 令和 7 年 2 月 5 日（水）＜大雪＞〔小 7 校、特 8 校、高 1 校〕
- ・ 2 月 6 日（木）＜大雪＞〔小 1 校〕

【学校判断による登下校時刻変更】・・・5 日

- ・ 令和 6 年 7 月 1 日（月）＜大雨＞〔小 34 校、中 19 校〕
- ・ 7 月 2 日（火）＜大雨＞〔小 21 校、中 9 校、高 1 校〕
- ・ 令和 7 年 2 月 4 日（火）＜大雪＞〔小 2 校、中 3 校〕
- ・ 2 月 5 日（水）＜大雪＞〔小 18 校、中 9 校〕
- ・ 2 月 6 日（木）＜大雪＞〔小 3 校、高 1 校〕

【学校行事、部活動等中止】・・・1 日

- ・ 令和 6 年 11 月 2 日（土）＜台風＞

○北九州市立の学校数（令和 6 年度）

幼稚園：4 園 〔北(1)、南(1)、西(2)〕
 小学校：126 校 〔門(16)、北(20)、南(26)、若(13)、東(11)、西(32)、戸(8)〕
 中学校：63 校 〔門(7)、北(10)、南(14)、若(6)、東(7)、西(15)、戸(4)〕
 特別支援学校：8 校 〔門(1)、北(1)、南(2)、若(1)、西(2)、戸(1)〕
 高校：1 校 〔戸(1)〕

<資料配付>

(3)交通安全に関する取組

◇交通安全に関わる主な通知等一覧【令和6年度発出分】

発出日	通知・事務連絡文
R6.4.1	学年始めの交通安全指導について（通知）
R5.5.1	令和6年度 通学路の安全確保に関する調査について（通知）
R6.10.1	道路交通法の一部を改正する法律の周知に関する広報啓発資料の活用について（依頼）
R7.1.9	県立学校における自転車通学生のヘルメット着用について（学校教育課より各校へ連絡）
R7.2.21	幼児児童生徒の交通事故防止の徹底について
R7.2.26	北九州市立高等学校における自転車通学生のヘルメット着用について（通知）

- 児童生徒の交通事故報告件数の推移【市立学校・園】

資料7

(4)学校安全に関する取組

◇学校安全に関わる主な通知等一覧【令和6年度発出分】

発出日	通知・事務連絡文
R6.4.1	学校・園における安全管理、安全指導の徹底及び事故対応について
R6.4.8	事件・事故情報の共有・注意喚起について
R6.4.10	「学校事故対応に関する指針」の改訂について <別添2参照>
R6.4.10	「学校における安全点検要領」の活用について
R6.5.1	給食事故防止の徹底について（学校保健課より発出）
R6.5.14	学校危機管理マニュアル年次更新について
R6.5.16	運動会及び体育大会等の会場設営などにおける安全管理について
R6.6.11	学校安全計画の提出及び危機管理マニュアル・避難確保計画の更新について
R6.7.11	夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての協力願い

- 小中学校における事故件数推移【令和元年度～令和6年度】

資料8

- 学校給食における食物アレルギー事故件数【令和4年度～令和6年度】

資料9

児童生徒の交通事故報告件数の推移（市立学校・園）

（令和 7 年 2 月 2 8 日時点）

年 度		2 9	3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
報告件数		7 3	6 0	8 6	8 4	9 8	5 9	5 2	4 7
時 間	管理下	3 0	2 0	4 4	2 9	4 6	1 9	2 4	2 0
	管理外	4 3	4 0	4 2	5 5	5 2	4 0	2 8	2 7
校 種	小学校	4 9	3 9	5 8	7 0	7 1	4 4	3 3	3 5
	中学校	1 9 [1]	2 0	2 7	1 3	2 2	1 4	1 6	1 1
	高校等	5 [1]	1 [1]	1	1	5	1	3 [1]	1
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
傷 病 (人)	軽症	5 4	5 2	7 6	6 6	8 6	5 1	4 0	4 1
	重症	1 8	6	1 0	8	1 2	7	1 1	6
	死亡※	1 ※	0	0	0	0	0	1 ※	0
状 況	歩行中	4 8	3 2	5 8	3 9	4 8	3 0	2 9	2 4
	自転車	2 5	2 5	2 8	4 4	4 6	2 8	2 2	2 2
	その他	0	3	0	1	4	1	1	1

※児童生徒、保護者等からの連絡により、学校が把握しているものの件数。

「傷病」については実人数（怪我なしの場合は含まず）。

※「死亡」は、事故後 24 時間以内あるいは 30 日以内に死亡したものの数。

※高校等は、市立高校、戸畑高等専修、高等理容美容の合計。

（戸畑高等専修学校は令和 5 年度まで、高等理容美容専門学校は令和 2 年度まで）

※特別支援学校分については、学部ごとに小学校・中学校・高校等の欄に掲載

（再掲で[]書きで記載）

※H 2 9 帰宅後 2 年男児 車の直前直後 貨物車

R 5 登校中 5 年男児 軽乗用車と衝突

小中学校における事故件数推移【令和元年度～令和6年度】 ～北九州市教育要覧より～ ※令和6年度は2月末時点の暫定数値

(単位:件)

年度	区分	骨折	捻挫・脱臼	打撲・挫傷	創 傷	火熱傷	歯・顎の 損傷	その他	計	前年度比較
R1	総件数	1,914	1,568	2,206	747	25	65	535	7,060	①
	小学校	942	871	1,241	557	20	57	264	3,952	
	中学校	972	697	965	190	5	8	271	3,108	
R2	総件数	1,280	1,033	1,413	437	24	39	366	4,592	▲ 2,468
	小学校	647	568	778	351	19	32	177	2,572	▲ 1,380
	中学校	633	465	635	86	5	7	189	2,020	▲ 1,088
R3	総件数	1,409	1,184	1,730	513	17	34	397	5,284	692
	小学校	688	644	1,018	412	10	26	189	2,987	415
	中学校	721	540	712	101	7	8	208	2,297	277
R4	総件数	1,350	1,195	1,683	553	25	33	382	5,221	▲ 63
	小学校	660	614	974	440	13	31	185	2,917	▲ 70
	中学校	690	581	709	113	12	2	197	2,304	7
R5	総件数	1,436	1,239	1,741	516	24	39	396	5,391	170
	小学校	705	615	1,013	375	15	27	184	2,934	17
	中学校	731	624	728	141	9	12	212	2,457	153
R6 2月末 時点	総件数	1,121	1,031	1,493	415	14	38	339	4,451	③
	小学校	469	508	863	316	12	28	141	2,337	
	中学校	652	523	630	99	2	10	198	2,114	
平 均	総件数	1,418	1,208	1,711	530	22	41	403	5,333	
	小学校	685	637	981	409	15	34	190	2,950	
	中学校	733	572	730	122	7	8	213	2,383	

①コロナ禍前の令和元年度から比較すると、令和2年度以降の学校事故件数は大きく減少している。しかしながら、行動制限が緩和されていった令和3年度以降、多少の増減はあるが、増加してきている状況である。

②令和5年度において、小学校の事故件数が中学校に比べ477件多いが、児童生徒数の比率で換算すると、中学校の方が約1.6倍事故の発生確率が高い。

③令和6年度は、2月末時点の暫定数字であるが、昨年度の同時期に比べ「捻挫」「打撲・挫傷」「歯・顎の損傷」の項目で増加している。

⇒ 学校事故防止に向けた取組を、学校では注意深く取り組んでいるところであるが、その件数が増加していることを踏まえ、改めて学校の全職員に対して、その重要性を認識するための研修や注意喚起等を行っていくことが求められる。

学校給食における食物アレルギー事故件数（令和４～６年度）

令和４年度 事故件数・内容等 【年間２１件】

事故内容	令和４年度 １学期	令和４年度 ２学期	令和４年度 ３学期
(１) 学校（教室） 対応ミス	５件	４件	４件
(２) 調理（給食室） 対応ミス	２件	２件	０件
(３) その他	２件	２件	０件
合 計	９件	８件	４件

令和５年度 事故件数・内容等 【年間１３件】

事故内容	令和５年度 １学期	令和５年度 ２学期	令和５年度 ３学期
(１) 学校（教室） 対応ミス	０件	４件	１件
(２) 調理（給食室） 対応ミス	１件	４件	０件
(３) その他	０件	１件	２件
合 計	１件	９件	３件

令和６年度 事故件数・内容等

事故内容	令和６年度 １学期	令和６年度 ２学期	令和６年度 ３学期 ※
(１) 学校（教室） 対応ミス	５件	０件	２件
(２) 調理（給食室） 対応ミス	０件	２件	０件
(３) その他	１件	３件	２件
合 計	６件	５件	４件

※令和６年度３学期は令和７年２月末時点